

注意事項		公印使用承認	施行日等
起案日	令和 5年 4月 7日		
供覧日			
文書番号	5監査第5号		
決裁種別	電子		
施行方法	郵送	施行文書確認済 <input type="checkbox"/>	システム入力済 <input type="checkbox"/>

備考	起案者氏名 赤井 慎一 課（地方機関） 事務局（監） グループ（課） 監査第一課
----	--

題名	文書種別
住民監査請求に基づく監査のための調査について	問い合わせ

課長	担当課長	課長補佐	主査	主査				
北村 健一	松村 健一	小松 直基	朝日 陽一	坂口 美穂				

保存期間	3年	標準ファイル名	住民監査請求
------	----	---------	--------

問い合わせ文

令和5年2月22日付けの2件住民監査請求（政務活動費に係る事務所費の返還について及び政務活動費に係る調査研究費の返還について）について、地方自治法第199条第8項に基づく関係人調査を実施したところですが、現在に至るまで回答がされておりません。つきましては、別添案の1のとおり内容証明郵便を送付することにより再度調査することとしてよろしいか。

※ 内容証明郵便と同時に特定記録郵便でも同じ文書を送付します。

令和 5 年 4 月 1 1 日

渡辺 昇 様

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県監査委員 前田 貢

同 川上 明彦

同 山内 和雄

住民監査請求に関する調査（依頼）

当職らは、平成29（2017）年度の政務活動費に係る事務所費の返還及び令和3（2021）年度の政務活動費に係る調査研究費の返還に係る令和5年2月22日付けの地方自治法第242条第1項の規定に基づく2件の住民監査請求につき、令和5年3月20日付け4監査第176号で同法第199条第8項に基づく調査を行いましたが、残念ながら現在に至るまでに回答をいただけておりません。

さらに、令和5年4月3日付け5監査第1号で再度の調査を書留郵便にて行いましたところ、貴職は、いまだこれを受領されており

ません。

つきましては、内容証明郵便にて重ねて調査を行いますので、別添調査票記載の質問に對し令和5年4月14日（金）までに回答していただきますようお願いします。なお、本内容証明郵便と同内容の文書を、本日付けて特定記録郵便でも別途送付いたします。

貴職におかれることは熟知のこととは思いますが、愛知県議会基本条例第6条（政務活動費）では「会派及び議員は、別に条例で定めることにより交付された政務活動費を、その使用の透明性を確保しなければならない。」と規定しておあり、その使用の透明性を確保するが職務の中なりますので、どうか、貴職御自身のためにも、是非、御回答をお願いする次第です。



調査票

第1 事務所費（賃料支払先の法人）の件

(1) 当職らが調査したところでは、貴職は、政務活動費の一部を、貴職が代表者の一人である法人から賃借した事務所の賃料の支払いに充当されています。この点、政務活動費マニュアルでは明確でない部分はあるものの、当該法人の支配株主（本人及び生計を一にする者の合計株式数が会社の株式の過半数）である場合は、政務活動費を充当することはできず、返還を求めるべきというのが、当職らの見解であり、筒井議員に係る監査請求の際に判断した骨子です。なお、政務活動費としての支払い関係について、貸貸人が法人の場合マニュアルには明記されていません。このため、それが原因で議員の方々が、これまで誤解されていた可能性は十分あります。その点は、監査委員の判断に当たっては当然考慮させていただきます。

(2) そこで、3月20日付け調査により、株式数の詳細をお尋ねしたところですが、貴職から当該調査の御回答がない場合、株式数の詳細は不明のままとなり、貴職が支配株主であるか否かは明らかではないこととなります。しかしながら、貴職は、共同代表者とはいえ、長年にわたり、政務活動費の一部を充當

して い る 法 人 の 代 表 を 務 め て お ら れ 、 当 該 法
人 の 株 式 配 当 等 を 差 配 で き る 立 場 で あ つ た こ
と が う か が わ れ ま す 。 し た が つ て 、 愛 知 県 議
会 基 本 条 例 第 6 条 に あ る 貴 職 の 職 責 に 違 反 さ
れ ま す と 、 貴 職 に と つ て 不 利 益 な 推 定 に 至 ら
ざ る を 得 な い こ と が 十 二 分 に 考 え ら れ ま す 。
こ の 点 に く れ ぐ れ も 御 留 意 い た だ き 、 調 査
に 回 答 さ れ る こ と を お 劝 め す る 次 第 で す 。

第 2 調査研究費（福岡空港視察）の件

貴職からば令和3'年1月12日に福岡空港を訪問した旨の「政務活動費県外活動書」が議長に提出されていますが、請求人は事実はないと主張しています。

この点、過日、当職らが福岡国際空港株式会社へ書面による問合せにより、関係人を行いました。その結果、同社 [REDACTED] から「当該日に視察を受け入れた事実は確認なかつた」との回答を得ました。

そこで、貴職から御回答がいただけなかつた3月20日付け調査の項目のうち、次の3点について、改めてお伺いいたします。繰り返しになりますが、御回答がいただけない場合、愛知県議会基本条例第6条にある職責からして、貴職にとって不利な利益な推定に至らざるを得ないことが十二分に考えられますので

12-18

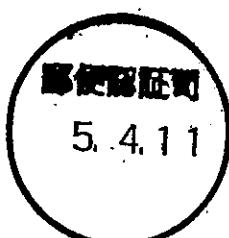
是非とも御回答くださいますようお願いいたします。

- (1) 貴職が令和3年1月12日に福岡空港で県外活動を実施したことを証する書類、写真等がありましたら御提出ください。
- (2) 福岡空港で貴職が面談した方はいらっしゃいましたか。面談があつたのであれば、その方のお名前や役職などがお分かりになれば教えてください。また、名刺のやり取りがあつた場合は、名刺の写し等を御提出ください。仮に、福岡空港の担当者に面談されていなかつたのであれば、何を、どのように視察されたのかを教えてください。
- (3) 政務活動費収支報告書に添付された福岡市営地下鉄の領収書の時刻は、博多駅が15時11分、福岡空港駅が15時31分と印字されています。博多駅から福岡空港駅に到着された際に帰りの地下鉄の切符を購入されてしょうか。仮に、帰りの地下鉄に乗車する際に切符を購入されたとするとき、その購入時間の差が20分しかないため、空港を視察している時間がなかったと思われますので、念のため実際の当該日の行動はどのような状況であったか教えてください。
以上

この郵便物は令和5年4月11日第28592号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



(空欄)

令和5年4月 日

渡辺昇様

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県監査委員 前田 貢

同 川上明彦

同 山内和雄

住民監査請求に関する調査（依頼）

当職らは、平成29（2017）年度の政務活動費に係る事務所費の返還及び令和3（2021）年度の政務活動費に係る調査研究費の返還に係る令和5年2月22日付けの地方自治法第242条第1項の規定に基づく2件の住民監査請求につき、令和5年3月20日付け4監査第176号で同法第199条第8項に基づく調査を行いましたが、残念ながら現在に至るまでに回答をいただけておりません。

さらに、令和5年4月3日付け5監査第1号で再度の調査を書留郵便にて行いましたところ、貴職は、いまだこれを受領されており

ません。

つきましては、内容証明郵便にて重ねて質問に回答し
査を行いますので、別添調査票記載の質問に回答し
対し令和5年4月14日（金）までに回答して
下さいただきますようお願いします。なお、本
内容証明郵便と同内容の文書を、本日付けて
特定記録郵便でも別途送付いたします。

貴職におかれることは思ふべき事項であります
が、愛知県議会は基本条例第6条（政務活動費を、使途定め適切に規定期定と職務の中義務付けること）では「会派及び議員は、別に条例に規定するところにより交付されるとともに、そのとくに有効に活用するならば明確保証が在ります。本件は貴職が対象となりにも、是
明性を確保しなければ明確保証が在ります。本件は貴職の御自身のためにも、是非、御回答をお願いする次第です。

調査票

第1 事務所費（賃料支払先の法人）の件

(1) 当職らが調査したところでは、貴職は、政務活動費の一部を、貴職が代表者の一人である法人から賃借した事務所の賃料の支払いに充当されています。この点、政務活動費マニュアルでは明確でない部分はあるものの、当該法人の支配株主（本人及び生計を一にする者の合計株式数が会社の株式の過半数）である場合は、政務活動費を充当することはできず、返還を求めるべきというのが、当職らの見解であり、筒井議員に係る監査請求の際に判断した骨子です。なお、政務活動費としての支払い關係について、賃貸人が法人の場合マニュアルには明記されていません。このため、それが原因で議員の方々が、これまで誤解されていた可能性は十分あります。その点は、監査委員の判断に当たっては当然考慮させていただきます。

(2) そこで、3月20日付け調査により、株式数の詳細をお尋ねしたところですが、貴職から当該調査の御回答がない場合、株式数の詳細は不明のままとなり、貴職が支配株主であるか否かは明らかではないこととなります。しかしながら、貴職は、共同代表者とはいえ、長年にわたり、政務活動費の一部を充當

して い る 法 人 の 代 表 を 務 め て お ら れ れ、 当 該 法
人 の 株 式 配 当 等 を 差 配 で き る 立 場 で あ つ た こ
と が う か が わ れ ま す。 し た が つ て、 愛 知 県 議
会 基 本 条 例 第 6 条 に あ 有 貴 職 の 職 責 に 違 反 さ
れ ま す と、 貴 職 に と つ て 不 利 益 な 推 定 に 至 ら
ざ る を 得 な い こ と が 十 二 分 に 考 え ら れ ま す。

こ の 点 に く れ ぐ れ も 御 留 意 い た だ き、 調 査
に 回 答 さ れ る こ と を お 劝 め す る 次 第 で す。

第 2 調 査 研 究 費 (福 岡 空 港 視 察) の 件

貴 職 か ら は 令 和 3 年 1 月 1 日 に 空 告 報 人 は
港 を 訪 問 し た 旨 の 「政 務 活 動 費」 が、 請 求 人 は 事
書 が 議 長 に 提 出 さ れ て い ま す が、 請 求 人 は 事
、 貴 職 が 当 該 日 に 福 岡 空 港 に 調 査 に 訪 問 さ
実 は な い と 主 張 し て い ま す。

こ の 点、 過 日、 当 職 ら が 福 岡 国 際 空 港 株 調
会 社 へ 書 面 に よ る 形 式 で 、 か ら
を 行 い ま し た。 そ の 結 果、 同 社 [] か ら
「当 該 日 に 視 察 を 受 け 入 れ た 事 実 は 確 認 で
き な か つ た」と の 回 答 を 得 ま し た。

そ こ で、 貴 職 か ら 御 回 答 が い た だ け な か つ
た 3 月 2 0 日 付 け 調 査 の 項 目 の う ち、 次 の 3
点 に つ い て、 改 め て お 伺 い ま す。 繰 り 場
返 し に な り ま す が、 御 回 答 が い た だ け な い
合、 愛 知 県 議 会 基 本 条 例 第 6 条 に と つ て 不 利 益 な 推 定 に 至 ら
ざ る を 得 な い こ と が 十 二 分 に 考 え ら れ ま す。

、是非とも御回答くださいますようお願ひいたします。

(1) 貴職が令和3年1月12日に福岡空港で県外活動を実施したことを証する書類、写真等がありましたら御提出ください。

(2) 福岡空港で貴職が面談した方はいらっしゃいましたか。面談があったのであれば、その方のお名前や役職などをお分かりになれば教えてください。また、名刺のやり取りがあった場合は、名刺の写し等を御提出ください。仮に、福岡空港の担当者に面談されていなかつたのであれば、何を、どのように視察されたのかを教えてください。

(3) 政務活動費収支報告書に添付された福岡市営地下鉄の領収書の時刻は、博多駅が15時11分、福岡空港駅が15時31分と印字されています。博多駅から福岡空港駅に到着された際に帰りの地下鉄の切符を購入されて、その後、空港を視察されたということでしょうか。仮に、帰りの地下鉄に乗車する際に切符を購入されたとする、その購入時間の差が20分しかないため、空港を視察している時間がなかつたと思われますので、念のため実際の当該日の行動はどのような状況であったか教えてください。以上